

## 平成22・23年度公立八鹿病院組合物品製造等入札参加者資格審査等要領

平成22年1月12日

公立八鹿病院組合物品製造等（物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受けなど。以下「物品製造等」という。）にかかる入札参加者資格の審査は、次に定める要領により行うものとする。

### 1. 入札参加者資格審査申請書の提出

- (1) 受付期間は、平成22年2月1日から平成22年2月26日までとする。以降については、原則として受け付けしない。
- (2) 申請書の様式は、総務省統一様式による。
- (3) 添付資料は別表のとおりとする。
- (4) 申請書の受付は、原則として持込又は郵送（受付最終日までに必着）によるものとする。
- (5) 申請書の受付は、公立八鹿病院組合事務局で行う。
- (6) 申請書はA4ファイル綴じとし、背表紙には商号又は名称を明記し提出すること。
- (7) 申請書の提出を受け付けたときは、必要に応じ受付書を当該申請者に交付する。

### 2. 入札参加資格者の有効期間

有効期間は2年間とする。（平成22年4月1日～平成24年3月31日まで）

### 3. 入札参加資格審査申請書を受付しないもの

- (1) 申請書及び添付書類に不備がある場合。
- (2) 公立八鹿病院組合入札参加者資格制限基準により入札に参加させることができない者及び入札参加者資格を制限すべき者に該当している者が申請したもの。
- (3) 入札参加者資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をして申請したもの。
- (4) 入札参加者資格審査申請を受付する物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受けの種類に該当しない業種を申請したもの。
- (5) 徴収金に未納があるもの。

### 4. 変更及び資格の承継

- (1) 申請書を提出した後において次に掲げる事項に変更があった時は、速やかに必要書類を添えて変更届（国統一様式）の提出をしなければならない。
  - ① 名称、所在地、本店・支店・営業所等の商号及び電話番号（FAXを含む）
  - ② 許可又は登録（更新も含む）
  - ③ 代表者及び公立八鹿病院組合と契約する支店又は営業所等の代表者（資格承継を除く）
- (2) 競争入札に参加することができる者で、その営業の同一性を失わない営業を引き続き行おうとする個人及び被承継人から承継する営業内容に対応する資格を承継しようとする法人で、次に掲げる者にあつては、入札参加者資格承継申請書に必要書類を添えて提出しなければならない。
  - ① 代表者を変更したときは、その後任者
  - ② 個人が法人を設立したときは、その法人
  - ③ 法人が合併したときは、合併後存続する法人若しくは合併により成立した法人
  - ④ その他公立八鹿病院組合管理者が承継したと認める者
- (3) 資格承継申請書は、変更届の様式に準じたものとする。

### 5. 入札参加資格者の決定

受付した入札参加資格審査申請書については、公立八鹿病院組合入札参加者審査会に諮問し認定したものについて、管理者が入札参加資格者を決定する。

受付事務等担当連絡先

〒667-8555 兵庫県養父市八鹿町八鹿1878-1 公立八鹿病院組合 組合事務局  
TEL 079-662-5555 FAX 079-662-3134

## 別表

一般競争（指名競争）入札参加審査申請書の添付資料は次のとおりとする。

申請書提出の際には、①～⑧を全て申請書に添付して提出してください。

なお、本添付書類は、一般競争（指名競争）参加資格（物品製造等）審査のみを目的として利用いたします。

※ 公的機関が発行する書類については、発行日から3か月以内のものに限ります。

※ 添付書類は、コピー機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しでも可能です。

### ① 登記事項証明書（法人の場合のみ）

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書です。（履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書）

### ② 営業経歴書

営業経歴書とは、申請者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類です（上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可）。申請日前1年以内に作成したものを提出してください。

### ③ 財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

財務諸表類とは、申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（又は株主資本等変動計算書）です。また、営業用純資本額に関する書類及び収支計算書とは、確定申告書等財務諸表類に類する書類です。

### ④ 納税証明書

- ・（個人の場合）その3の2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用
- ・（法人の場合）その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

### ⑤ 使用印鑑届出書（様式は任意）

### ⑥ 印鑑証明書

### ⑦ 委任状（本店から支店・営業所に委任する場合に必要）

### ⑧ その他参考となる書類（各種登録証明書の写しなど）

申請書用紙は総務省のホームページ調達情報からダウンロードできます。

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuYusoJisan.html>  
公立八鹿病院組合 組合事務局にも用意しています。